

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

第7号
2010年度

大阪経済大学

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規定による公表を目的として平成22年9月17日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）によるものである。

大阪経済大学

目 次

学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲 第7号	博士(経済学)	黄 声 遠	中国の年金保障制度改革に関する研究 -「ベヴァリッジ報告」理論からの示唆に基づいて-	1

氏名・(本籍)	黄声遠 (中国)
学位の種類	博士 (経済学)
報告番号	甲 第7号
学位授与年月日	2010年9月17日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	中国の年金保障制度改革に関する研究 — 「ベヴァリッジ報告」理論からの示唆に基づいて—
審査委員	主査：山本恒人教授 副査：森 詩 恵 准教授 副査：伊藤大 一 講師

論文内容の要旨

論文の概要

I. 問題意識・課題設定・研究の方法

「はじめに」で、著者は1979年の改革・開放前後を「貧しくはあれ、都市を中心に平等主義的な分配原理に基づく一定の収入と生活の安定が保障され、国民の所得格差は相対的に小さかった」社会から「市場競争を導入し、促進した結果、経済が発展し国民生活水準が高まったが、激しい競争の中で、所得分配の不平等は避けられず、必然的に格差が出現する社会」へと移行した。「我々は格差を問題にするがそれを全面的に否定する立場ではない。しかし、地域間の格差や所得間の格差が拡大しつづければ、地域間の対立や階層間の対立を招き社会の安定性を脅かす恐れがあるので、ある限度を超えた格差の拡大は社会システム破綻に導く程度の不安定さと混乱を生む可能性が高い。経済格差は経済政策の中で当然是正されなければならない。中国の社会保障制度を研究する基本的な問題意識はこれである」と述べている。

以上の問題意識を踏まえながら、中国の年金保険制度改革を社会主義市場経済改革や社会保障政策の重要な一部分として捉え、その年金保険制度のあり方と新しく導入された年金保険制度の本質を解明し、格差是正とバランスの取れた社会建設の一助となることを課題としている。

著者は、この究明へのアプローチを次のような視角から行う。第一は歴史的視角である。中国の年金保険制度の本質を明らかにするためには、制度の歴史的変遷を丹念に分析することが不可欠だという認識に立っており、まず中華人民共和国が成立して以来の年金保険制度の経緯を系統的に探っている。言い換えれば、歴史的視角において初めて現行年金保険制度を計画経済下のそれと比較することが可能となり、現行制度の本質・特質を明確にすることができるからである。

第二の視角は、年金保険制度の仕組みの内容を検討する上でベヴァリッジの社会保障理論を基準に

据えることである。これによって体系的な社会保障理論と現行制度との乖離が明確となり、現行の年金保険制度が抱える根本的な問題点が浮き彫りになるばかりではなく、その仕組みを多面的な視点から検討することが可能となる。なぜなら、年金保険制度の根本的な問題はその仕組みと密接に関連しており、年金保険制度の問題だけを切り離して議論することができないこと、また、これまでの年金保険制度の改革が真の改正となっているかどうか判定ができ、現行制度の意義と限界が明らかになるからである。

Ⅱ. 論文の構成と各章の要旨

論文の構成

はじめに 課題の設定

第1章 中国の都市部年金保険制度の形成と発展

第1節 都市部年金保険制度の創設期（1951～1966年）

第2節 都市部年金保険制度の動乱期（1966～1978年）

第3節 都市部年金保険制度の回復期（1978～1991年）

第2章 1990年代以降における都市部年金保険制度の変容過程

第1節 都市部の年金保険制度改正が打ち出された背景

第2節 都市部の新年金保険制度の仕組み

第3節 都市部の年金保険制度の問題点

第3章 2005年の都市部年金保険制度改正

第1節 ベヴァリッジの社会保険理論

第2節 中国における現行年金保険制度の問題点

第4章 中国の社会保障の行方—年金を中心に

第1節 全体の社会保障の問題点と分析

第2節 新労働規約法・社会保険法（草案）の役割

おわりに 結論にかえて

（以上、本文95頁、日文136,800字、図表10件、注記193、参考文献提示日文・中文・英文・韓国文総計270件）

各章の要旨

第1章 著者は現在の都市部年金制度の推移を3つの時期区分で示している。第1期は労働保険制度の一部としての年金制度の創設期（1951—66年）、動乱期（1966—78年）、回復期（1979—91年）を言う。これは基本的に国有企業従業員を対象とする労働保険制度の一部として企業による拠出により行われた。第2期は、市場経済化に対応して非国有企業に拡大されるとともに、企業とともに労働者も拠出する年金制度の開始を意味する時期である。第3期は、2005年改革によって国・企業・個人による拠出、基礎年金と個人勘定年金の給付、全種類の企業従業員・自営業者への対象拡大と年金

制度の枠組みが確定し、拡充した現在までの時期をいう。第1章では先行研究をふまえ第1期を正確に整理している。

第2章 計画経済期の年金制度は、対象を国有企業従業員に限定し、しかも創設期に社会的プール基金を持っていたにもかかわらず、動乱期には完全に企業内年金制度に転化していた。これを社会保険として、非国有企業にも拡大し、国・企業・個人がそれぞれ負担する新制度へと編成替えする過程とその意義を明らかにし、併せて「隠れ債務」(制度移行に伴う国庫による基金形成がなされなかったため個人拠出部分の流用が行われる)など制度不全の問題にも光を当てている。

第3章 2005年改革(賦課方式の社会プール口座と貯蓄型の個人口座を持ち合わせた修正積立方式の公的年金保険制度の拡充)に焦点を当てたこの章の分析は黄論文の核心部分となる。第1節でベヴァリッジ理論の視角から中国の現行年金保険制度を考察する。第2節で1997年年金保険制度が改正される歴史的背景と2005年改革の契機を明らかにしたうえで、その仕組みと内容を提示する。最後に、問題点としての低加入率と財源問題を指摘し、その解決方向を「ベヴァリッジ報告」の立脚点の一つである「自由社会と自助努力」を支持する立場から示唆する。これは社会保障制度の実施による最低生活水準の所得保障を全国民対象に実施し、垂直的・水平的・時間的所得再分配を実現し、所得格差是正の実現を目指していることを意味する。さらに、現存の中国年金制度の仕組みの中で明らかになってきた隠れ債務や低加入率などの問題を解決するには、「ベヴァリッジ理論」と保険理論の三原則(「危険率の測定」、「保険基金の形成」、「収支相等原則」)をふまえる必要性があることを現行制度に沿って理論的に指摘している。

第4章 都市部で年金保険制度が曲りなりにも拡充に向かったとしても、農村部農民や都市で就業する農民工(出稼ぎ農民)が疎外された制度であるならば、二元的経済社会構造を解決できないばかりか、格差是正すら実現できず、真の社会保険とは成り難い。人口の7割を占める農村の年金保険制度および都市部農民工年金制度の形成とその実態を考察し、制度改革を展望する。

おわりに 結論部分では、中国の社会政策の目標が一時的なリスクに対応するセフティーネットからより恒久的な福祉政策—全国民の最低生活水準を保障する年金保険政策—へと政策目標を移行させるうえでの諸課題を具体的に提示している。

第1に、年金保険制度改革においては保険理論の三原則を中長期の視点で尊重しながら、短期的には社会保険としての生活保障制度を確立する。第2に、自由社会の生活保障の土台たる生活の個人責任主義を否定せず、最低生活が保障できる全国民対象の年金保険制度を目標とする。第3に、現在までに構築または試行中の三種類の年金制度(都市部、行政・事業、農村部)間の移動ルートとそのための手段を開発する。

審査概要および審査結果

I. 審査概要

黄論文の特徴は、歴史的視角と理論的視角との2つの視角をもって現代中国の最大の政策課題となっている公的年金制度にメスを入れたことである。第1の視角も先行研究を丹念に読み込むだけでなく、第2の視角に支えられた整理を行っており、それ自体後発研究が依拠できる優れた叙述となっている。しかし、最も重要な貢献は先進国における社会保障理論の体系化をリードしてきた「ベヴァリッジ理論」を基軸に中国の年金制度を分析し、その意義と限界、問題解決の方向性を解明していることである。それは何よりも「全国民を対象とする制度でなければならない」。また、内容的にはベヴァリッジの「経済生活での国家と個人の協力によって社会保障を確立する」原則を重視し、「個人の自助努力を前提」とし、最低生活保障を行うという意味で「救貧」とは区別される。「防貧」を基本とし、社会保険制度を主軸にし、公的扶助制度を補完的の制度に留めるものでなければならない、と明言している。この視点に立って、黄論文が明らかにした中国の年金制度の達成となお残された難度の高い解決課題の提示は非常に説得力をもっている。黄氏が言うように、中国内外の研究では中国の社会保障制度をベヴァリッジ理論に即して言及する研究は極めて少なく、ベヴァリッジ報告の中国語訳公刊も近年のことである。

黄論文によれば、大きな努力が払われているにもかかわらず、都市部の年金制度加入率は54.9% (62頁表3-3)であり、皆保険にはほど遠い。この統計には農民工は対象とされておらず、これよりはるかに低い加入率である。農村部年金制度は試行が開始されたばかりであり、本格的実施は2020年を待たなければならない。都市部年金制度自体も各省を単位に形成されており、省を跨ぐ年金資格の移動や支給はなされてこなかった。したがって、本論文をもとにした黄氏の学会報告にあたってのコメントや質問では、国土も人口も中国の一省より小さなヨーロッパの経験と理論をもとにした全国統一的な皆保険は中国には適用できないなどの現状追認型の指摘が多かったという。しかし、黄氏が主張し、反論するように経済成長過程の中国では、長期的には成長中心が絶えず移動し、それとともに労働者(農民工を含む)ばかりか技術者も大量に移動するのは必然である。年金制度や健康保険制度が単一の省内でしか通用しないというのは経済発展の趨勢(労働力の合理的流動)に反し、合理的発展を阻害しかねない制度といわざるを得ない。事実、2010年1月からは年金保険制度の個人資格(個人口座積立含む)は省を超えて移転・継続させなければならないとする法律が施行されることになった。

以上のように、都市農村間、都市・農村それぞれの内部での、そして地域間に錯綜する経済格差是正を意識し、ともすれば迷走しかねない社会保障制度、公的年金制度の現実をベヴァリッジ理論という先進国間では試練済みの分析基軸をもって検討し、課題を提示するという作業は中国内外を問わず誰かが行っておかなければならないものであり、果敢に挑戦した黄声遠氏の研究努力を審査委員は一致

して高く評価した。

それにもかかわらず、例えば貯金形式の個人口座と社会的プールにもとづく基礎年金からなり、拠出と給付とが省という地域内部で完結されている現行「修正積立方式」の年金制度がどこまで社会保険とどういうのか、あるいは年金制度以外を含む社会保障制度全般を包含しうる理念をどう設定するのか、さらに中国におけるナショナルミニマムとはそもそも何か、均一拠出・均一給付原則を実際に想定しうるのかなど、理念と現実との距離はなお大きいと言わざるを得ない。ベヴァリッジ理論を理念型として想定するのと、中国の現行制度の分析を事実のあるがままに先ず分析することとの間には相応の距離を置くべきであろう。中国は社会主義から資本主義への移行経済社会にあるが、そこで実際に機能している社会主義的救貧、国家的救済という社会政策的機能と社会保険との違いを丁寧に検証することも不可欠である。国家的救済がベストであるというのではなく、ベヴァリッジ型の社会保障と中国の現実との現状での距離を明確にするという意味で不可欠なのである。そのような作業の上に、なおベヴァリッジ型でここをかく再編すれば国民福祉がどのぐらいのレベルで向上するという検証があれば、研究の価値はさらに高まるであろう。今後の課題である。

II. 最終試験の結果と学力の確認

本論文の内容およびそれに関連する科目について、平成22年8月24日10時30分より2時間にわたって口頭試問を実施し、それらに関する十分な学識と研究能力を有することを確認した。

III. 結 論

本学位論文審査委員会は、提出された博士学位論文が博士の学位を授与されるに値するものであり、かつ、論文提出者が口頭試験を通じて、その専門分野における十分な学識と研究者として自立する能力を有するものであることを確認し、博士（経済学）学位を授与するに適格と判断したので、その結果を平成22年9月3日の経済学研究科委員会に報告し、承認を得た。

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨（甲第7号）2010年度

発行日 2010年12月10日

発行者 大阪経済大学 教学部大学院事務室

発行所 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL 06(6328)2431
